

恵庭市保育士等人材バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等の資格を有し、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、子育て支援センター、学童クラブ等（以下「保育所等」という。）において就労を希望する者を登録することにより、幼児教育及び保育の担い手を増やし、待機児童の解消に資するため、恵庭市保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクへの登録の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 幼稚園教諭の資格を有する者
- (3) その他市長が認める者

(登録の申込み)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、恵庭市保育士等人材バンク登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）に保育士等の資格を有することを証する書類の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された登録申込書の内容を審査し、適当と認めたときは、恵庭市保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に氏名その他必要な事項を登録し、市内の保育所等の長（保育所等の長に委任された者を含む。以下同じ。）に限り、閲覧させるものとする。

(登録の変更及び取消し)

第4条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録の内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかに恵庭市保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（様式第3号。以下「変更・取消届」という。）を市長に提出しなければならない。

(登録の削除)

第5条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者名簿から削除す

ることができるものとする。

- (1) 前条の規定により変更・取消届の提出があったとき。
- (2) 保育所等への採用が正式に決まったとき。
- (3) 長期間にわたり連絡がとれないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録者として不適格と認めたとき。

(登録の期間)

第6条 人材バンクに登録される期間は、登録者名簿に登録された日から前条の規定により解除された日の前日までとする。

(登録情報の提供)

第7条 保育所等の長は、第3条第2項の規定による登録者名簿の閲覧後、登録者の登録申込書の写しの提供を受けようとする場合は、恵庭市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書(様式第4号。以下「情報提供申込書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により情報提供申込書の提出があった場合は、登録申込書の写しを提供するものとする。

(留意事項)

第8条 人材バンクは、登録者に対し保育所等の職のあっせん及び紹介を行うものではなく、保育所等に対し登録者のあっせん及び紹介を行うものではない。

- 2 保育所等の長は、その責任において登録者と面接を行うものとする。
- 3 登録者を正式に採用するときは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)その他関係法令に基づく基準を遵守するものとする。
- 4 勤務条件等については、登録者と保育所等との合意によるものとし、市長はその責任を一切負わないものとする。
- 5 保育所等の長は、前条第2項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いは、恵庭市個人情報保護条例(平成9年条

例第1号)に定めるところによるものとする。

2 第7条第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育所等の長は、提供された個人の情報を他人に漏らし、又はこの要綱に定める以外の目的に使用してはならない。

(庶務)

第10条 人材バンクの庶務は、恵庭市子ども未来部子育て支援課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月16日から実施する。